

令和4年度 第1回白井市地域福祉計画策定等委員会会議録

- 1 開催日時 令和4年11月7日（月）午後1時30分から2時45分まで
- 2 開催場所 白井市役所 東庁舎1階101会議室
- 3 出席者 高尾委員長、松本副委員長、坂野委員、入江委員、岩田委員、遠田委員、久保委員、濱野委員、根本委員、山口委員、渡辺委員
くらしと仕事のサポートセンター会田主任相談員
- 4 欠席者 小西委員、柴委員、白石委員、森谷委員
- 5 事務局 村越社会福祉課長、石田係長、板橋主査補
- 6 傍聴者 0名
- 7 資料 ①会議次第、委員名簿
②議題1 白井市第2次地域福祉計画「地域福祉に関する施策」にかかる主な取組の令和3年度進行管理について
③白井市第2次地域福祉計画「地域福祉に関する施策」にかかる主な取組 進行管理シート
④白井市第2次地域福祉計画「地域福祉に関する施策」にかかる主な取組の評価(H31～R3)

8 議 事

I 開会

○事務局 それでは、議事の進行につきましては、委員長とされていますので、高尾委員長にお願いしたいと思います。

高尾委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、議長を務めさせていただきます。時間に限りがございますので、円滑な議事運営に御協力をお願いしたいというふうに思います。

次第に従いまして、議題の1です。白井市第2次地域福祉計画「地域福祉に関する施策」にかかる主な取組の令和3年度進行管理についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議題1、白井市第2次地域福祉計画「地域福祉に関する施策」にかかる施策」にかかる取組について、事務局より説明させていただきます。

なお、計画の中で、本日御審議いただく部分がどこの位置づけなのかというのをまずお知らせいたしたく、追加資料としてA3の紙を皆様の机の上に置かせていただきました。本日の会議の議題の御審議いただく部分が黄色のほうにマークをしております「5 地域福祉」になります。本日は令和3年度の評価となりますので、6番目は令和4年度からの事業でございますので、1番から5番までの御審議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

第2次地域福祉計画の「地域福祉に関する施策」については、平成30年度から令和3年度の4年間の前期の個別計画として取組を進めました。こちらについての関係課協力の下で作成いたしました令和3年度の実績を踏まえた評価については、事前に資料を送らせていただいておりますA3版のこちらのほうの資料、議題1－資料①と、A4サイズのものの議題1－資料②です。こちらを作成し、皆様に事前に送らせていただいたものとなりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、会議の資料の1ページから順次説明させていただきます。

まず、全体的な評価ということで説明をいたします。新型コロナウイルス感染症の蔓延等による影響で、令和2年度の評価が平成31年度と比較して「評価の低下」や「未実施」となった取組は28項目に対し、昨年度、令和3年度はコロナ禍における「新しい生活様式」に沿った活動方法を各課と創意工夫し取組を進めたこともあり、「評価の低下」や「未実施」となった取組については5項目となりました。

評価が「評価の低下」や「未実施」となった取組5項目の今後の方向性につきましては、1ページ下から資料2ページにかけて記載しているところでございます。こちらの5つの項目について、今年度の進捗状況を踏まえながら説明いたします。

19番、サロンの代表者会議の開催については、令和2年度、3年度ともにコロナ禍により開催を見送ることとなりました。本取組については、令和3年度から取組を開始した高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施として位置づけ、名称を「住民主体の通いの場の設置」による通いの場の代表者の会議の開催として取組を進めているところです。会議資料の訂正をお願いいたします。正しい取組項目につきましては、通いの場の代表者会議の開催ということになります。失礼いたしました。こちらについて担当課に進捗状況を確認いたしましたところ、今年度、代表者会議実施に向けて現在準備を進めているとのことでした。

続きまして、27番、既存地域ぐるみネットワーク会議との調整については、令和2年度、3年度ともにコロナ禍により会議は見送ることとなりました。こちらについても担当課に話を聞きましたところ、現時点で令和4年度については、方向性を含め、担当課で思案中とのことでした。

既存地域ぐるみネットワーク会議については、そもそもの目的が小学区単位のまちづくり意見交換会と、既存の地域ぐるみネットワーク会議などの、そういった既存の取組との調整がまちづくり意見交換会との調整をすり合わせをするという目的で進めているものでございます。補足させていただき、説明させていただきました。

続きまして、32番、避難支援プラン、個別計画の策定についてですが、昨年度の見直しにより、取組項目を「要支援者の個別避難計画の作成」に変更し、今年度から取組を進めているところです。要配慮者避難行動、要支援者に関する実務研修など、職員による研修の参加により、関係各課への研修報告会や優先度についての考え方の整理に関する話合

いを現在庁内で実施しているところでございます。今後は庁内だけでなく、ケアマネジャーなど福祉専門職との連携等についての検討を進めていく予定です。

個別避難計画を立てるに当たっては、御本人の意向の確認のほか、地域の方々の御理解、御支援がどうしても必要となってまいりますので、庁内庁外連携の上で進めていくこととなろうと思います。そこで、まずは土砂災害警戒区域、洪水の浸水想定区域にお住まいの方で、避難行動要支援者となっている方などの計画策定から順次進めてまいります。

次に、35番、避難訓練の実施、36番、地域防災体制の支援につきましては、実施の指標となっている全体計画の策定により、令和2年1月に策定済みであるため、35につきましては、避難訓練の実施につきましては地域の防災訓練の支援、36番については地域防災体制の支援に変更し、今年度、実績評価から変更することとしたいと考えております。

次に、評価の視点として、資料2ページ。5つの基本方針からの視点による評価をさせていただきます。各本方針は9項目から13項目で評価を行うこととしております。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の平成31年度と比較すると「順調に進んでいる」の値を超えたものは「生活困窮に対する支援」の一つの基本方針とだけとなりますが、「順調に進んでいる」、「概ね進んでいる」を合わせると、全ての項目で7割を超えており、平成31年度に近い値という形になっております。

次に、令和3年度の実績評価に伴う見直しについて説明させていただきます。資料については会議資料3ページになります。昨年度の中間見直しに伴い、取組の見直しを行ったものについては、A3資料①の一番右列に、「R4以降見直しあり」のマークを付けさせていただきます。

今回は、令和3年度の実績を踏まえて新たに見直しが必要と判断した取組について、5項目説明させていただきます。

まず、9番、地域福祉にかかる地区担当職員の配置の見直しについて説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、コミュニティソーシャルワーカー等、専門研修の受講枠が減少している状況が続いております。今年度も受講を希望いたしましたが、募集枠が少なく、抽選に漏れ受講することができませんでした。座学であればオンラインを活用できますが、地域福祉に関する相談支援のスキル向上などは、集合研修により対面で演習を行う必要があります。今後も受講希望をしてまいりたいと思っておりますが、受講枠の拡充は難しいものと捉えております。

そこで、福祉事務所内全体で専門研修受講者の配置人数を実績の指標としたいと考えているところです。福祉事務所に該当する庁内関係課は社会福祉課、障害福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、保育課となり、社会福祉士、社会福祉主事、コミュニティソーシャルワーカーなど地域福祉の専門研修、受講者の配置人数をカウントしたいと思います。福祉事務所全体で捉えることにより、今までできなかった地区担当制の検討も生まれてくるものと捉えているところです。

続きまして、17番、日常生活支援総合事業の委託についてです。取組名を「生活支援体制整備事業の委託」に変更し、市全体を対象とした第1層協議体の役割を明確にし、地域ぐるみネットワーク等の活動の推進を図り、不足する資源の創出を目指していきたいと考えております。

続きまして、24番、子育て世代包括支援センターの設置。子育て世代包括支援センターは令和3年1月に設置済みのため、令和3年度の評価は斜線とさせていただきました。令和4年度からは「子育て包括支援センターの運営」に取組名を変更し、実績の指標を「市民への周知・従事者研修」に変更いたします。

次に、35番、避難訓練の実施、36番、地域防災体制の支援につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、計画は策定済みのため、実績指標を変更して取組、評価してまいりたいと考えます。

以上、5つの見直し事項の説明をさせていただきました。事務局のほうで一旦こちらで説明を終わらせていただき、委員長に戻させていただきます。

委員長、お願いいたします。

○委員長 それでは今、事務局のほうから5つの見直し事項に関する説明をしてもらいましたが、御意見、御質問があったらお願いしたいと思います。

今、事務局の説明がありましたとおり、コロナの影響がありまして、なかなか会議等進まないということがありますけれども、その辺を踏まえて、どうすべきか。11月の中頃から、またコロナが感染が拡大してきそうだというような情報がありますので、なかなか終わりそうもないので、コロナのそういう感染拡大というようなことも含めた今後取組が必要になってくるかなというふうには思いますけれども。今の説明で御質問、御意見、何でも結構ですので、お願いしたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○委員 9番なのですけれども、これは市の職員の配置というかのことを言っているのか、それとも、例えば生活支援体制整備事業委託となると、市民のところに委託するのか。1番のソーシャルワーカーの配置なんていうのは、これは研修なんかも募集したけれども、なかったというのは、市民に募集したのか、職員に募集したのかを伺います。

○委員長 先ほどの地域福祉に関わる地区担当職員の配置の見直しということをまず具体的に、そこはどうかということの説明をいただいて、ほかのことということについて説明をお願いいたします。

○事務局 今、委員から質問がありました件で、9番の福祉専門職の配置につきましては、職員になります。

9番については職員となりますが、今日出席しております生活困窮自立相談支援員が、そういったノウハウをお持ちです。評価していく際には、まずは職員の視点という形の数でやっていきますが、委託事業者の相談支援員を含める場合は、きちんとコメントを入れて何人という形でやっていきたいと思っております。御質問いただいた件につきましては、職員

という形になります。

○委員長 今の説明でよろしいですか。

○委員 そうすると、コミュニティソーシャルワーカーの配置人数というのは職員だということになったのですけれども、その研修を募集したというのは、職員に募集したのですか。それとも、市としてそういう研修を受ける必要があるのか、その職員にきちっと研修を受けなさいというのか、その研修を受けるための勤務というの。そういうことをやったのか、やらなかったのか。やってもなおかつ職員から研修受けますよという募集がなかったのかというのを聞きたいです。

○委員長 事務局のほうからお願いします。

○事務局 コミュニティソーシャルワーカーの研修につきましては、福祉事務所内の職員としており、毎年、職員等の人事異動がありますので、専門研修を受けていない方で必要性がある職員について職員同意の上で申込み等をしているところです。

ただ、先ほども申しあげましたように、コロナの関係で研修をする場所が難しい状況下で、実際にコミュニティソーシャルワーカーの研修を行う県の社会福祉協議会につきましては、ある程度受講の枠を絞って、きちっと専門研修を行いたいとの考えがありますので、手を挙げて一定の期間申込みをした後、たくさんの県内の希望者の方から抽選をされた上で、今回は、受講枠には外れてしまいましたというお手紙を頂いたため、受けられていないという状況です。

以上です。

○委員長 委員よろしいですか。

○委員 私的には、何年かおきに職員が変わるといのは理解しているのですけれども、専門家じゃない人と言ったら変ですけれども、研修を受けていない、はっきり言えばぶの素人というのですか。そういう人が社会福祉事務所にいるということ自体が、ちょっと。専門家なのだろうけれども、専門家じゃないという、研修を受けていないというのは、あまり専門性に欠けている部分ってあると思うのです。そうじゃないのですか。

ちゃんと社会福祉課に行く人というのは、社会福祉のある程度の知識を持って配置されるのか。それとも、全然関係ない、例えば土木課なんかから、いきなりそこに配置されるのか。その辺の職員の配置がよく分からないのですよね、いつも。変わったばかりで分かりませんという答えが結構多いのは、そういうことだったのかなと今思ったのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長 事務局のほうからお願いします。

○事務局 私のほうから、市全体的にといところを含めましてお話しさせていただきますと、職員の異動に関しては、それぞれ誰がどこに行くかというのは本当に分からない状態で配属されます。私も前職というの、全く福祉と関係ないところで職員をしておりまして、それで社会福祉課のほうに配属されています。

そもそも福祉事務所だから専門的な知識を持った人じゃなきゃいけないということではなくて、福祉事務所の中でも、当然、行政ですから役割というのがあります。当然私のような事務を中心にやる職員のほかに、看護職の資格を持っているとか、社会福祉士の資格を持っているとか、そういう福祉的な部分の資格を持った方が多くいるのは事実です。

ただ、全てがその職ではなくて、当然、福祉事務所の中で事務を中心にやるべき仕事もありますし、実際にそういう専門的な資格を持ったからこそできる仕事もあります。当然、今回でいう地域と関わりとかいうのは、保健師であったり、社会福祉士であったり、ましてやコミュニティソーシャルワーカー、これは資格とはちょっと違うのかもしれませんが、そういうものを持った職員。そういうそれぞれの役目があって配置されるということになります。

先ほど委員からの質問の中で、配属されたばかりでよく分かりませんということと言われるというのは、本来そういうのって、市民からすると関係ないことなので、言うべきことではないと私は思うのですけれども、そういうことも実際に全然畑違いのところから来るので、そういう事情というのは、職員、どこの市役所でもそうなのですけれども、どうしても発生してしまうということをまず御理解いただいた上で、今回こういうコミュニティソーシャルワーカーの知識を持った職員を配置するため資格を取らせたいというのはあるのですけれども。受講研修先である県社協のほうはどうしても応募がいっぱいになってしまって、なかなか申込みをしても研修自体を受けさせてもらえないような状況があるということ。なので、もちろんそういう機会には手を挙げていくのですけれども、その年度によっては、その資格を得るチャンスがそもそも失ってしまうことがありますということで御理解いただきたいです。

○委員 分かりました。

○委員長 いいですか。

○委員 はい。

○委員長 できるだけ職員の人も、一応役割としては福祉に関わっているわけですから、そうすると、事務系の人であっても研修の機会があれば、積極的に参加してもらって地域福祉のいわゆるコミュニティソーシャルワーカーとしての研修を受けてもらいたいということですね。

だから、県社協のほうも、そういう数が限られて募集するなんていうのは、ちょっと困りますよね。だから、できるだけ多く引き受けてもらおうと。研修機会を増やしてもらって、各地域にコミュニティソーシャルワーカーとして配置されていくということが望ましいのですよね。委員のおっしゃっていることはよく分かります。そういう事情があるということですかね。

ほかに御意見がありましたら、お願いしたいというふうに思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

特に気になりますのは、避難訓練の実施が、コロナ禍の影響もありましてできていないということですよね。だから、韓国のああいう悲惨な事故の問題もありますので、避難訓練はできるだけ実施していくということが重要ですよ。

それから、もう一つ研修のことに言いますと、地域ぐるみネットワーク会議の、あるいはサロンの代表者会議、もちろんコロナの影響がありますので、対面でやるということはなかなか難しいかも分かりませんが、これも昨今の状況で言いますと、オンラインを使って会議をするというようなことは可能かと思しますので、環境さえ整っておればできないことはないので、そういう形ででもやっぱりやっていくということが必要なかと思えます。

特に、サロンもそうですし、地域ぐるみネットワークなんていうのは、地域で課題を吸収して、そして問題を解決していくという地域福祉にとっては非常に大事な部分でありますので、その辺はオンラインでも会議をやって、共通認識を持って取り組んでいくということが重要なのだろうというふうに思います。

ほかはありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、課題1の続きの説明をお願いします。

○事務局 では、続きの説明をさせていただきます。

次に、令和4年度からの取組について説明をさせていただきたいと思えます。資料は4ページ、5ページです。

昨年度に実施いたしました地域福祉計画の中間見直しとの整合及び近年の法改正や制度の変更に対応するため、包括的な支援体制づくりに関する三つの項目、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を追加し、今年度から取組を開始しているところです。

本日、生活困窮自立相談支援事業受託者の、「くらサポ」という形で呼ばせていただいている白井市くらしと仕事のサポートセンターの主任相談員が同席しておりますので、断らない相談支援、包括的な相談支援機関としての最前線で日々相談を受けている内容や課題等について、委員の皆様にも説明させていただければと思うのですが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長 お願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

では、よろしくをお願いいたします。

○主任相談支援員

白井市くらしと仕事のサポートセンターの説明の機会を頂きまして、ありがとうございます。

「くらサポ」というふうに呼ばせていただきますが、「くらサポ」のほうでは、生活困

窮者あるいは生活困窮に陥るおそれのある方の生活全般のお困り事の相談をお受けする機関として平成27年度に設置されました。

保健福祉センターの3階執務室の社会福祉課内に属しております。新型コロナウイルス感染症の生活相談を含め、自立相談支援員4名で相談対応をしているところでございます。市民からの生活に関する御相談をまずは断らない相談、どんな相談でも受け止めさせていただきまして、必要な制度、サービスにつなげるということのほか、いろいろな関係各課、他機関の皆様方と協働で寄り添い型の細やかな支援を心がけているところでございます。

また、月に1回、「くらサポ」の支援調整会議を開催いたしまして、相談支援員が支援計画を立てますけれども、その計画の妥当性について審議していただきながら支援を進めているところでございます。

令和2年度、3年度に関しましては、皆様御存じのとおり、新型コロナウイルス感染症によって生活に打撃を受ける方が非常に増えまして、その生活相談が非常に多く見られました。今年度に入りましたら、コロナに関する相談は一旦落ち着きを見せておりますけれども、もともとの相談内容が多い収入の部分ですとか、就労、家計の問題など、あるいは最近、社会的な課題にもなっておりますけれども、引きこもりの状態にある方の支援ですね。こうしたことは、御本人だけではなく、家族関係など非常に複雑な要因が絡まり合っているところでございますけれども、そういったケースの支援も増えております。

自立相談支援ですとか、引きこもり対策のプラットフォームとしても支援体制を整えておりますので、市民の皆様方の所属団体ですとか、地域のほうでお困り事を生じた際には御相談いただければと思います。

以上になります。

○事務局 ありがとうございます。委員長、よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、今、白井市くらしと仕事のサポートセンターの主任相談支援員さんから活動内容について説明がありましたけれども、御質問、確認、意見等がありましたら、お願いしたいというふうに思います。いかがでしょうか。

じゃあ、私のほうから。この事業は、社協の事業とどういう関わりを持っておられますか。

○主任相談支援員 私ども生活困窮者自立支援法という法律に基づいた相談窓口ですけれども、まずは属性などにかかわらず全ての相談を一旦受け止める。その上で、例えば高齢、障害、母子などいろいろな課題が持ち上がりましてところに、私どもではやはり専門性の足りない部分がございますので、例えば社会福祉協議会さんでしたら、日常生活自立支援事業のような金銭管理の部分ですとか、あとはフードバンクのところすとか、そういった役割分担として、より専門性のあるところに協働をお願いするという関わりでございます。

○委員長 そうすると、そこで受け止めて、そして部署の、例えば子供だったら子供の担当課へというようなつながり方をするわけですか。

○主任相談支援員 はい、そのとおりです。まずは受け止めて、プラットフォームとしての役割として、より専門性の高いところにつないだりですか。

ただ、つなぐところに至るまでが非常に手間というか、時間のかかるような相談が多いものですから、より適した制度ですか、サービスのほうにどのようなようにつなぐかというのが私たちの一番の課題であります。

○委員長 どうぞ、御意見がありましたら。これは非常に重要な部署だというふうに思いますので、皆さん方も初めて知ったという方もいらっしゃると思いますけれども。今までは、役所で受け止めるとか、あるいは社協に相談に行くとかということでしたけれども、こういう新しい法律に基づいた事業が展開されているわけですから、まずはそこへ相談に行くという。これは非常に重要な機関だというふうに思いますので、今後の活動を含めて御意見、御質問がありましたら、お願いしたいというふうに思います。

どうぞ。

○委員 今まででしたら、例えば高齢者の問題だったら高齢者福祉課とか、子供は子育て支援課とかというふうに、そっちの窓口に行きなさいと言って、生活保護の場合は生活保護に行きなさいとか、介護の場合は介護のそういう支援のところに行きなさいと言われて、あっちこっち回されたのですよね。

一番困ったのが、私の経験で困ったのは、生活保護の方が介護が必要だという実態で、その方が自立していなかったので、お医者さんに行って診断はしてもらったのですけれども、その後、介護のほうに介護認定をお願いしに行ったら、生活保護の人だから、それは生活保護のところだと。そっちでやってもらってくださいと言われて、生活保護のところに行ったら、生活保護の人は、それは介護ですということで行ったり来たりして、どこに行ってもいいか分からなかったのですけれども、これが一本化されるということなのですかね。

○主任相談支援員 最後にサービスを提供したりという場所としては、それぞれの機関になるかと思うのですけれども、いわゆるたらい回しというような感覚にならないように、最後につながるまで寄り添って支援をするというふうに考えていただければと思います。

○事務局 ちょっと補足をさせてもらっていいですか。

今の委員からの質問からすると、まず、質問する先が分かっている場合は、直接担当課に問われるのが一番だと思います。本来は、介護認定というお話であれば、間違いなく高齢者福祉課で正しいのです。ただ、そこで生活保護というキーワードが出てくるだけで、社会福祉課のほうにというふうにならざるを得ないところが正直あるのです。

なので、その辺は、「くらサポ」ではなくて、私ども職員のほうの意識の問題なので、

私のほうから改めて関係機関のほうに、ちゃんとよく話を聞いて対応するようにというか、そういう連携を取っていきたいと思います。

もう一つですね。まず、「くらサポ」の一番の大きな簡単な役割とすれば、何か生活で困ったことがあって、どこに相談したらいいのか分からないというような状況があったときには、まずは、どこかな、どこの課に相談しようかなということではなくて、くらサポにまず一回相談してみてくださいという簡単な入り口として、皆さんが御理解いただければと思います。

これについては、もちろんこちらの課に来て、関わりを持たせていただいて感じることもなのですけれども、すごく頑張ってもらっていて、私ども職員のほうも広報、ホームページ等で周知はしているのですけれども、ふだんそんなに困り事がない方って。語弊があったらごめんなさい。ない方については、全く縁遠い世界なので、あまり認知度というかが上がらないというのは、正直なところ、私ども担当のほうでもすごく心苦しいことなのです。すごく本当に困ったことの相談先としては、すごく頼もしいところなので、ある程度の方向性というのを大体出してくれるような知識を持った方が配属されていますので、そういうのをもっと、私どもももちろん頑張ります。周知は頑張りますけれども、皆様方のほうも何か機会があれば、こういう窓口があるのだよということを導いていただきたいなというのは、お願いも含めて、ここで私はお話しさせていただきました。

以上です。

○委員長 特に民生委員・児童委員の立場から、何かあれば連絡するというような、そういうつながり、ネットワークを形成するという事は重要なのかなと思いますよね。

だから、今おっしゃったように、従来、役所というのはやっぱり縦割りなのです、ずっと。だから、その縦割りの弊害というのが、今説明されたような形で起こるわけですよね。あちこち、あちこち行けというふうに。

だから、そういうものをなくすという意味でも、横に、横刺しにするという意味でも、断らない相談の窓口なのだというふうに御理解いただければ一番いいかなと思います。そういうことですよ。

ほかに。どうぞ。

○委員 今、白井市自治連合会の副会長ということをお先ほど申し伝えましたけれども、一方で、清水口八幡自治会長も兼任しております。

先月なのですけれども、班長さんから相談が2件ありまして、1件は、ごみ出しがちゃんとできない御老人がいらっしゃる。要介護者でケアマネさんが介入されている方でした。その解決方法として、私が結局どこに相談に行ったらいいか分からなかったので、取り急ぎ西白井複合センターの包括支援センターへ相談に行きました。そしたら、すぐに動いてくださり、ケアマネさんとヘルパーさんに連絡を取っていただいて、木曜日のごみ出し日の訪問時間を早めてくださったという、とてもスピーディーな対応をしていただき

まして、本当に感謝しております。

もう一人、同じ班長さんから相談を受けたのが、お一人様でその方もケアマネさんが介入されている方だったのですけれども。こちらの自治会では、1か月間、ごみ当番ということで、ごみ集積所の清掃をしなくちゃいけないのですが、その方が丸々1か月何もされていなかったということで、次の当番の方が気を利かせて2か月連続で清掃作業をされて相談に来られたと。

こういう場合に、ただ単に班長さんの判断で行けば、その方のごみ当番をリストから外してしまえということではあるのですが、今後こういったお一人様の高齢者、要介護者等が増えてくることを見越せば、ただ切っていくだけでは解決にならないだろうと思いました。例えば、こういう問題、相談事を「くらサポ」に行っていていいものかと今ふっと思ったので、教えていただければ。

○主任相談支援員 ありがとうございます。

そういった地域の問題を私たちだけで解決できるということは、実はほぼなくて、私たちは解決するためのキーパーソンを何とかして探すというか、自治会の皆様と、あるいは包括の方ですとかと一緒に解決の道を探すということですので。もちろん御相談いただくことは大歓迎なのですが、それを相談していただいたことで、その張本人様に何か働きかけをしたことで一気に解決するという問題でもないような気がしますので、皆様と一緒に動かさせていただくというのが今現在のお答えになるのかなと思います。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 今質問がありましたように、おそらくこれから認知症の人は増えてきますし、要介護の人は増えていきますし、それから子供の貧困問題というのは、さらに複雑化していきますでしょうし、先ほども事務局から説明がありましたように、引きこもりの人たちも増えていっているのですよね。

だから、そういう問題をどこへ持っていけばいいのかとか、悩みの種なのですよね。根本さんがおっしゃられるように。だから、そういうときに、まず断らない相談の窓口として連絡いただいて、そこからいろいろなところへ連絡していただくとかいうようなことがやっぱり必要になってきて、それがネットワークということなのだろうと思います。

おっしゃられるように、排除するのは簡単なことです。その人には当番をやめていただく。そうすると、むしろそれは簡単かもしれないけれども、だけれども、それは放っておくわけにはいかないものですよね。ということなので、だから、何らかの形で相談していただいて、一緒に解決していくということがやっぱり必要なのかなというふうに。方策というのは一つじゃないわけだから、いろいろな方策があるわけですから、みんなで考えていくという。だから、それがやっぱり地域福祉なのだろうということですよ。

○委員 もう一点いいですか。

○委員長 どうぞ。

○委員 いろいろな個人情報を自治会長として知り得てきます。もちろん私自身が社会福祉協議会の非常勤職員でもあるのですが、班長さんにその知り得た情報を全てお伝えすると、班長さんは、それを誰にも言わないでねとか、いろいろな、これって本当に全部情報を開示していいのかなとか、常々思ってしまったのですけれども。個人情報保護に関して私たち福祉に関わる者は、どこまで地域住民の方、特に役割を持っておられる班長さんとか防災の方々に、定例会議でどういうふうに伝えていって、ここは言わないでねとか、ストップかけるところと、かけないで情報共有できるところの判断がつきかねておりました。何か協定を結んだほうがいいとかいう、10月15日の連合自治会の講演会で講師がおっしゃっていたのですが、もしそういったところを教えていただけたら助かります。

○委員長 まず「くらサポ」では、どういうふうになさっているかということだけをお伺いしたいと思います。

○主任相談支援員 個人情報に関しましては、私どものほうに例えば当事者の方から相談があった件に関しては、その当事者の方に、この問題を解決するために必要な関係機関に情報を共有、提供することはしていいですかという必ず同意を取ってから提供するということはあります。

それから、関係機関の皆様から、気になる世帯がいる、気になる方がいるというふうに情報が入った場合ですね。そういったときには、その方の了解が取れていないということになりますので、先ほどちょっとお話ししましたけれども、支援調整会議という関係機関が集まる会議が1か月に1回ありますけれども、その会議の中においては、こういった情報が市民の方からありますというふうに情報を提供しているというところでございます。

○委員長 そうすると、行政のほうからはどうですか。個人情報の問題、非常に難しい問題だと思いますけれども。

○事務局 おっしゃるとおり、本当にすごく難しい問題だと思うのです。かといって伝えなきゃいけないことが伝わらないほうももっと問題なところもあるので、非常に取扱いって難しい部分というところはあるところです。

私ども公務員については、守秘義務というのがありますので、外部にそうそう漏らすものではないのですけれども、一市民の中で、おっしゃるとおり自治会長は当然知り得るもの、知っておくべきものといえますか。情報が次に伝達するときどこまで伝えていいのかというのは、私のほうでも知識がなくて申し訳ないのですけれども、恐らく自治会長さんが情報を聞く中で、その取扱いについてというものはどこかで定めがされていなければ、容易には話すべきではないと思います。それは民児協でも、必要以上のことは、知っていてもしゃべらないという形にはなっているかと思っておりますので。

難しいですね。本当に難しいと思うのです。難しいと思うのですけれども、まずは、情報を与えてくれたところから、どこまでこれをお伝えしていいのですかという断りは必

ずしてもらったほうが、やっているかと思うのですけれども、いいのかなとは思いますが。でないと、その情報の対象者というのですか。対象者が、自分の情報がどこまでどう伝わっているのかというのが不安になってしまうということもあると思うのです。

その扱いについては、明確でない答えで申し訳ないのですけれども、慎重にまず情報の出し手のほうに確認をしていただければというのが、今現段階でお答えできることになってしまうのですかね。申し訳ないのですけれども。

○委員 情報の出し手ですか。

○事務局 今で言うと、例えば自治会ですから、市民活動のほうから、この方はこういうことですよというのであれば、その担当課のほうに、これを私で止めたものであっていいのですかとか、そういうことをまず確認しておいたほうがいいのかなと思います。

○委員 班長さんまでは情報を伝えたところなのですから、そこで一応止めています。

○事務局 正解がなかなかない。ないと言ってしまうとあれなのですから、難しいのかなという。

○委員 私は直接ケアマネさんと情報のやり取りすることができます。ケアマネさんに確認は取ることができます。今日も午前中、社会福祉協議会の生活支援のリーダーさんとお話をしました。その方には了解をいただいています。だけれども、この話、やっぱり班長さんまで落としていないと、班長さんが今後そのお宅を訪問したりするものですから。言った後で、あれ、よかったのかなとか思ってしまう。

○委員長 だから、その都度、役所のほうに。

○委員 その都度、確認を取っていきます。

○委員長 「くらサポ」などと連絡取り合っというふうなことになろうかと思えますけれども。

ほかに御意見がありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

今出ましたような意見は、非常に重要な問題ですよ。神戸の震災のときに、いわゆる自治会だとか、町内会が動くときに動けなかったわけです、一人暮らしの人なんかは。役所が個人情報の問題がありますので、情報を出さないというようなことで、非常に困ったということがありまして。その後、自治会なんかと役所が協定を結んで、そういう災害の際には他の情報を共有するのだということで、協定を結んでやったようです。

だから、それは災害とか、そういう緊急の事態のときですけれども、ふだんの状況というのは、個人情報の問題というのは、非常に微妙な問題が出てきますので、法的な問題も出てきますので、その辺は慎重に扱わなきゃいけないということだと思いますけれども。

だから、相談しながらということになりますからね。

○委員 ここだけの情報ということにしておかなければいけない。でも、ここだけの情報というのは、パッパッと情報が広がるのが早いですよね。

○委員長 おっしゃることはよく分かりますけれども、それが難しさですよ。

ほかに。どうぞ。

○委員 今の委員の意見に関連した私の民生委員のほうからの発言ですけれども、私たちは、いろいろな方の訪問、見守り等で各家庭を伺うときがあります。今、現にコロナの中ですが、感染予防には十分配慮して、それぞれ民生委員さんが活動していると思います。

今言われた個人情報。私たち民生委員は65歳以上の市民の情報を頂いております。これの理由は、私たちは当然、今言われたように守秘義務が課せられておりますので、毎月1度、2度会議があります。その都度、個人情報には十分注意するようには皆さんで言い合わせております。

今期、11月で民生委員は一斉に改選になりますけれども、そのときに以前、今まで民生委員をやっていた方が今度退任されて、新しい方に民生委員が移行するときに、その個人情報保護等も、扱いは十分に注意しなくてはならないと思っております。

また後であると思いますが、今、委員長が言われたように、災害時にこの6月に避難行動要支援者名簿というのが民生委員に配られました。これは危機管理課より配られました。これについて今、後でお話が出るとと思いますが、私たちも名簿を危機管理課より預かりました。これは主に障害をお持ちの方とか、それから介護3以上の方ですか。そういった方が手挙げ方式で、市のほうで、危機管理課のほうでまとめていただいて、私たち民生委員に6月に情報が下りてまいりました。

これに私たちどう対応しようかなど、今、試行錯誤しているところでございます。個人情報等々言われておりますので、自治会さん、これは災害のときに自治会さんが、それから自主防災組織と、あと、管理組合さん等々にこれから働きかけていきまして、この支援プランをどうするのかなという課題は今も残っております。

○委員長 ほかに御意見、御質問がありましたら、お願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

何かありましたら、お願いしたいというふうに思いますが、まだ今日は少し時間がありますので。どうぞ。

○委員長 今説明がありましたように、そういう情報が行政から下りてきて、それをどういうふうに扱うかということが民生委員の課題になっているのだということですが、そのとおりだと思います。もらったほうでも、それをどういうふうに使っていけばいいのかということだと思います。どこまで範囲を広げて共有していくべきなのかということが課題になると思います。

どうぞ。

○委員 今、委員のお話を聞いていまして、実は昨日、第三小学校区のまち協と市との共催で防災訓練が行われました。私も見学してございまして、一番問題となるのが、受付が設

営されて避難者が来られます。その方々は、自分の家族を含めてのまず受付用紙に書かなくちゃいけない。そこに介護、支援が要るかどうかの項目がありました。もう一枚は健康チェックです。実際に大勢の方が一斉に避難して来られたときに、いちいち書いてもらわないと、体育館の中に誘導すべき方々なのか、一方は、要支援者の方は校舎の中に特別な部屋を設けておられましたので、そちらに誘導しないといけないのです。

実際、参加された方々を見ておりましたけれども、車椅子で参加された方は一人もいらっしゃいませんでした。また、つえをついてこられた方も、実際はいらっしゃらなかったの、要支援者、要介護者の方というのは、昨日は参加されていなかったのかなと思うのですが、実際、大災害が行ったときに、もし家が潰れて避難してこられた方の中に、車椅子の方や杖をついた方がもしいらっしゃったときに、本人の自己申告を待つしかないという反面、今、委員が言われたように、そういうリストがあるのであれば、本来リストがその受付のところに設置されて、来た方が名前を申し出られたときに、丸か何かチェックだけで済むようなことをしないと、とてもじゃないけれども、さばき切れないなと感じました。

なので、非常時に受付を設営したときに、そのリストが上手に活用できる体制がつくれていれば、スムーズに誘導ができるのかなというふうに感じました。

○委員長 何かありますか。はい、どうぞ。

○委員 委員、ありがとうございました。

今、避難行動要支援者名簿を危機管理課より頂いております。今後どうするかと先ほど言ったとおりなのですが、よくよく考えてみないと、まず私たちは今、平常時ですから、いろいろなこういうことができるね、こういうことをやろうねといういろいろ対策はできるのです。いざ災害が起きたときにどうするかということも、それから避難所生活が長くなったとき等々、災害が時間とともにいろいろ状況が変わってくると思っていますので、まず私たちは、平常時にいろいろ支援プランを自治会等々もいろいろ作成して、私たちはまだ今の段階では、ここにこういう名簿に上がった、ここにこういう方がいるんですねということだけは把握しておかなきゃいけないということが、まず私たちは1点あると思います。

もう少しある。考えが及びつかないのですけれども。まず私たちが把握しておくということ。

○委員長 今質問されたのは、そういう名簿が災害時のときに、受付にリストがあれば、そこで丸さえすれば、その人がどういう状態なのかということ、別室というか、別のそういう介護が整った部屋に入っていただくというようなことが可能なので、スムーズに流れていくのじゃないかという。だから、その名簿の使い方の検討が必要なのかなということ。

○委員 まず、避難所生活。いきなり避難所というワードが出てきますけれども、避難所

は、まず命を助かるというのが一番になればいけない。だから、障害をお持ちの方であろうが、どなたであろうが、まず命を守ることが避難所の一つの大きな使命なので、それから、いろいろな時間の経過とともに、例えば障害をお持ちの方は別のところに移動させてもらうとか、とにかく初期の段階は命を守ることが一番なので。そのように考えております。

○委員長 ほかに御意見ありますでしょうか。

まず、その名簿の共有の仕方が問題ということだと思っております。まず、そういうものがきちっと受付にあって、そうすると、障害を持った方でも気軽にと言ったらあれですけども、問題なく行けるということになるかと思っております。なかなか、やっぱりいろいろな所で避難場所を見てきましたけれども、大変です。どこに行ったらいいのか分からないという。そして、障害をお持ちの方は、一般の体育館には入り切らないという問題点があると思っております。

南三陸の被害の状況を見てきましたけれども、物すごい大変な状況がありますので、ああいうことになると、もう一刻を争うということで、猶予は許されないということがありますので、そういう名簿があればスムーズに行くのではないかと御質問だと思います。

ほかはありますか。何か御意見は。よろしいですか。

○委員 はい。

○委員長 ほかに御意見、御質問がありましたら、お願いしたいと思っております。この際です。

どうぞ。

○委員 災害のことってすごい大事で。コロナの時期なので、白井市は運動公園のほうにコロナの特別な避難、隔離する場所があるということで、一般の避難所にはコロナの方は入らないような、そういう場所を確保しているらしいのですけれども、果たしてその運動公園まで、災害時に車か何か出して運んでくれるのかということなんかも。みんな一緒になっちゃうのじゃないかなというのが一つと。

私も岩手なのですけれども、岩手県の経験では、ある村の自治会では、みんな高台に自治会が集まって3日間支援を待ったそうです。でも、一番最初に支援物資が来るときに、みんなが飲んでいる薬、慢性疾患の人たちの薬を町会長さんが、誰がどんな薬を飲んでいるのかというのをやって、何の支援物資が欲しいかというときに、飲み水とか食べ物は各家から集めて、1か所に集めてみんなで分けてできるから、一番大事だったのは薬だったという話をしていましたので、やっぱりいろいろなところの経験を踏みながら、もうコロナだから、コロナの人が避難所に入れなよと言って、でも、その手立てをどうするのかというのをきちっとやったほうがいいと思うし、障害の方。だから、受付のところもわつと来ると思うから、よく病院なんかは、避難訓練するときは重症、軽症、何とかと。カラ

一で取りあえず、カラーでぼんぼんぼんと、この人は重症だから何色と。受付で、名前じゃなくて色で分けて、こっち、こっちというふうに移動。

○委員 トリアージをやるので、そういうのとかももっとイメージしながらやったほうがいいと思うし。ここだけじゃなくて、私はSARSのときに、東京都のSARSのイメージ訓練でやったのですけれども、ロックダウンは起きるだろうという前提で。そういうときに消防団の人とか、警察の人とか、運輸の関係の人とか、病院、保育園とか、そういう全てがどう動くのかという全体のイメージをつくって、そこで訓練をまた末端に持っていくみたいな、そういうやり方をやっていたので。ここだけでどうしよう、どうしようというよりは、一つのもっと大きな白井市全体の規模の中で、その中で自治会でどうするのかという、そういうのができてくると、もっと動きやすいのかなというふうに思います。

○委員長 いろいろなところで災害が起こっているわけで、そういうものに対する対応策を参考にしながら、白井市もやっぱり考えていくということが必要なのだろうと思います。

だから、コロナの避難所をつくったとしても、いわゆるグレーの人がいるわけでしょう。グレーの人はどうするかという話になりますしね。熱だけで判断するというわけにもいきませんし。そこは非常に難しいですよ。物をつくればいいという話ではなくて、どういうふうに運営していくかとか、動かしていくかということが重要になると思います。

ほかに御意見はありませんでしょうか。この際ですから、お願いしたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、令和3年度の進行管理につきましては、事務局から説明いただきまして、委員の皆様方から御意見をいただきました。見直しの点につきましては、このまま見直して引き続きしっかりやっていただくということで、それ以外の令和4年度からの取組に関しましては、包括的な相談支援に関する事項につきましては、くらサポの主任相談支援員から説明をもらいましたので。断らない相談の窓口として皆さん方が共通認識を持って、市民の皆さん方が共通認識を持って、何か困ったときには、いつでも相談に行けるというような形になっていけば、少しは地域福祉も進んでいくのかなというふうには思います。今後ね。

けれども、本当は暇なほうがいいですよ。あまり仕事がありすぎると、逆に困ることにもなるかと思えますけれども。現状で言いますと、いろいろな問題が山積しておりますので、そういう問題を一日でも早く解決してもらおうという意味では、積極的に取り組んでいってもらいたいというふうに思います。

ほかに御意見がないようでしたら、議題1については、終了したいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

そのほかに事務局から説明がありましたら、お願いしたいというふうに思います。

○事務局 ありがとうございます。

では、事務連絡的なものになるのですが、本審議会は昨年度から新しい委員で3年間の任期でスタートしていますので、今年度は2年目となります。

今年度は、本日、委員会の進行管理という形で終了となりますが、次年度は任期の最終年度、3年目になりますが、会議開催は令和5年11月頃を予定しており、議題は令和4年度の進行管理ということで御審議いただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

事務局のほうからは、以上となります。

○委員長 委員の皆様方から何か御質問等がありましたら、お願いしたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、委員の皆様方からの御質問、御意見もないようですので、なければ、これで白井市地域福祉計画策定委員会の第1回会議を閉じたいと思います。

どうもありがとうございました。

II 閉会